日本学生支援機構給付奨学生 2024年3月支給期間満了者 各位

琉球大学学生支援課奨学係

「適格認定学修状況届」の提出について

2024年3月で給付期間が満了となる方は、給付終了時の適格認定(学業)を行う必要があります。

つきましては、<u>適格基準(裏面参照)のうち「履修科目の授業への出席率及び学修意欲」を確認する必要がありますので、下記期限までに「適格認定学修状況届」を提出</u>してください。

なお、適格認定(学業)において、成績不振が著しく、かつ、やむを得ない事由がないと判断された場合は「廃止(返還必要)」の判定となり、後日、日本学生支援機構から「返還誓約書」が交付され、給付を受けた奨学金(本年度4月以降振込分)の返還が必要となりますことを申し添えます(適格認定の詳細は学生生活支援情報ホームページ奨学金「⑬適格認定」をご覧ください)。

記

- 1. 提出期限 **2024年1月10日(水)期限厳守**
 - 平日8:30~17:00 (12/29~1/3を除く)
- 2. 提 出 先 学生部学生支援課奨学係 窓口横のBOX (共通教育棟1号館1階) ※ 郵送も可
- 3. 留意事項 適格認定学修状況届はボールペンを使用し、鉛筆又は消えるペンは使用しないでください (PC 入力可。用紙は A4 版 1 ページに収めること)。 様式は、学生生活支援情報ホームページに掲載しています。

<学生生活支援情報HP「奨学金」>

「⑪奨学金の継続手続き」-「2023 年度継続願の入力について」 https://slsi.skr.u-ryukyu.ac.jp/gksien/?page_id=26



〇 本件担当

琉球大学学生部学生支援課奨学係

〒903-0129 沖縄県中頭郡西原町千原1番地

TEL : 098-895-8136

E-mail: gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp

4. 給付奨学金の適格認定(学業)の適格基準

認定区分	適格基準
廃止	次の1~4のいずれかに該当 1. 修業年限で卒業又は修業できないことが確定 2. 修得単位数の合計が標準修得単位数の5割以下 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合 4. 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当
返還必要	次のいずれかに該当 1. 修得単位数の合計(累計)が標準修得単位数の1割以下 2. 履修科目の授業への出席率が1割以下、その他の学修意欲があるとは認められない場合
警告	次の1~3のいずれかに該当(「廃止」の区分に該当するものを除く) 1. 修得単位数の合計が標準単位数の6割以下 2. GPA 等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下、その他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合

<学業適格基準の留意点>

(1) やむを得ない事由がある場合は、「特例措置」として「廃止」又は「警告」区分に該当しません。

(特例措置)

【特例1:廃止】やむを得ない事由

成績不振に陥った事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病(心身問わず)等、学生等本人に帰責性がないと認められた場合。

※ 経済困難に伴うアルバイト過多による場合は、それが学費・生活費のためであったとしても認められません。

【特例 2:警告 (GPA 下位 1/4 の者)】教育課程の特性

【特例 3:警告(GPA 下位 1/4 の者)】社会的養護を必要とする者

- (2)「学業成績が著しく低い状況」とは、学修の実態が認められない状況。
- (3) 医学部医学科生の成績確認については一部、確認方法が異なります(下記参照)。

廃止	当該学年修了時の履修認定の判定会議において、不合格となり次年次への進級が認められなかった者 (上表区分2:修得単位数の合計が標準修得単位数の5割以下)
警告	当該学年修了時の履修認定の判定会議において、当該学年における科目・試験の成績が下位 1/4 の範囲に属されると判定されたことしかし、教育課程と密接に関連した学修の成績を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は(GPA 等が下位 1/4 であっても)「警告」に該当しない(上表区分 2: GPA 等が学部等における下位 1/4 の範囲に属する場合)